

政治参加と選挙(中学校・社会科)

()中学校()年()組 氏名()

【問1】昨年10月の「衆院選」について、「衆院選」の正式な名称を漢字で答えなさい。

【問2】「衆院選」の選挙制度を漢字で答えなさい。

【問3】「1票の格差」を簡潔に説明しなさい。

【問4】「1票の格差」が大きくてはいけない理由となる1文を新聞記事から抜き出して答えなさい。

【問5】新聞記事に登場する「最高裁」の正式な名称を漢字で答えなさい。

【問6】「最高裁」は「憲法の番人」と呼ばれています。その理由を簡潔に答えなさい。

衆院1票の格差 「合憲」でも改革怠るな

「1票の格差」が最大1・98倍だった昨年10月の衆院選について、最高裁大法廷は「合憲」とする判断を示した。

最大格差が2・43と2・13倍だった2009年、12年、14年の選挙を巡って、最高裁は11年、13年、15年と3回続けて「違憲状態」との判断を示してきた。

これを受け、国会は16と17年の選挙制度改革で人口比を反映させやすい議席配分方法として「アダムズ方式」の採用を決定。導入までの経過措置として定数を「0増6減」とし、格差を2倍未満にとどめた。合憲判断はこうした努力に及第点を与えたと見えよう。

ただ、15人の裁判官のうち2人は「違憲」とする反対意見で国会を厳しく批判し、別の2人は2倍近い格差が常態化することへの懸念から「違憲状態」とした。

国会はくれぐれも、格差が2倍

を切ればいっと早合点しないことだ。選挙制度改革を常に怠ってはならない。

最高裁が一定の評価をした先の選挙制度改革にしても抜本改革には程遠い。「アダムズ方式」を20年の国勢調査に基づいて導入すると先送りしたからだ。

09年選挙を「違憲状態」と判断した11年判決は、全都道府県に1議席ずつ自動的に配分する「1人別枠方式」が「格差を生む主要な原因で、速やかに廃止する必要がある」と指摘した。

国会は翌年に選挙区定数を「0増5減」する関連法を成立させ1人別枠方式の根拠規定を削除。しかし、区割り改定は間に合わず12年選挙は格差が拡大した。新たな区割りで行われた14年選挙も格差縮小は不十分で「違憲状態」判決が続いた。

昨年の選挙は「0増6減」で格

差は2倍未満になったが、格差の主因とされた1人別枠方式を事実上温存したままだった。これでは根本的な解決にはならない。

司法が厳しく国会に対応を促してきた流れを考えると、選挙を合憲と認めた判断は甘くないか。改革の動きが鈍らないか気になる。少数とはいえ、裁判官の中に「選挙無効」まで踏み込んだ厳しい意見があったことを、国会は重く受け止めなければならない。

投票価値の平等は「法の下の平等」を定めた憲法の要請で、最大限尊重すべきだ。一方で地方から都市部への人口流入が一段と進むと見込まれる中、平等だけを重視すると地方の声が政治に届きにくくなるなどの懸念も理解できる。

国政に民意を的確に反映させつつ、投票価値の平等を実現するにはどのような仕組みが必要か。国民的議論を深めることが重要だ。

2018年12月21日付 5面

* 習っていない漢字とむずかしい言葉の解説 大法廷(だいほうてい) = 最高裁判所の裁判官15人全員によって構成される合議体。憲法問題や判例変更などの重要問題となる場合に審理・裁判に当たる 巡(めぐ)って 違憲(いけん) 措置(そち) 及第点(きゅうだいてん) = 試験に合格するのに必要な点数 与(あた)え 懸念(けんねん) 怠(おこた)って 抜本(ばつぽん) 枠(わく) 廃止(はいし) 指摘(してき) 根拠(こんきょ) 削除(さくじょ) 促(うなが)し 甘(あま)く 鈍(にぶ)る 踏(ふ)み込(こ)んだ 要請(ようせい)



政治参加と選挙(中学校・社会科)

()中学校()年()組 氏名()

【問1】昨年10月の「衆院選」について、「衆院選」の正式な名称を漢字で答えなさい。
衆議院議員総選挙(全員を選挙するので「総」が入ります。参議院は6年おきに半数を改選するので「総」は付けません)

【問2】「衆院選」の選挙制度を漢字で答えなさい。
小選挙区比例代表並立制

【問3】「1票の格差」を簡潔に説明しなさい。
(例) 選挙区ごとに有権者の数が異なること

【問4】「1票の格差」が大きくてはいけない理由となる1文を新聞記事から抜き出して答えなさい。
投票価値の平等は「法の下での平等」を定めた憲法の要請で、最大限尊重すべきだから

【問5】新聞記事に登場する「最高裁」の正式な名称を漢字で答えなさい。
最高裁判所

【問6】「最高裁」は「憲法の番人」と呼ばれています。その理由を簡潔に答えなさい。
(例) 法律などが合憲か違憲かについて最終決定権を持っているから

衆院1票の格差 「合憲」でも改革怠るな

「1票の格差」が最大1・98倍だった昨年10月の衆院選について、最高裁大法廷は「合憲」とする判断を示した。

最大格差が2・43と2・13倍だった2009年、12年、14年の選挙を巡って、最高裁は11年、13年、15年と3回続けて「違憲状態」との判断を示してきた。

これを受け、国会は16と17年の選挙制度改革で人口比を反映させやすい議席配分方法として「アダムズ方式」の採用を決定。導入までの経過措置として定数を「0増6減」とし、格差を2倍未満にとどめた。合憲判断はこうした努力に及第点を与えたと見えよう。

ただ、15人の裁判官のうち2人は「違憲」とする反対意見で国会を厳しく批判し、別の2人は2倍近い格差が常態化することへの懸念から「違憲状態」とした。

国会はくれぐれも、格差が2倍

を切ればよいと早合点しないことだ。選挙制度改革を常に怠ってはならない。

最高裁が一定の評価をした先の選挙制度改革にしても抜本改革には程遠い。「アダムズ方式」を20年の国勢調査に基づいて導入すると先送りしたからだ。

09年選挙を「違憲状態」と判断した11年判決は、全都道府県に1議席ずつ自動的に配分する「1人別枠方式」が「格差を生む主要な原因で、速やかに廃止する必要がある」と指摘した。

国会は翌年に選挙区定数を「0増5減」する関連法を成立させ1人別枠方式の根拠規定を削除。しかし、区割り改定は間に合わず12年選挙は格差が拡大した。新たな区割りで行われた14年選挙も格差縮小は不十分で「違憲状態」判決が続いた。

昨年の選挙は「0増6減」で格

差は2倍未満になったが、格差の主因とされた1人別枠方式を事実上温存したままだった。これでは根本的な解決にはならない。

司法が厳しく国会に対応を促してきた流れを考えると、選挙を合憲と認めた判断は甘くないか。改革の動きが鈍らないか気になる。少数とはいえ、裁判官の中に「選挙無効」まで踏み込んだ厳しい意見があったことを、国会は重く受け止めなければならない。

投票価値の平等は「法の下での平等」を定めた憲法の要請で、最大限尊重すべきだ。一方で地方から都市部への人口流入が一段と進むと見込まれる中、平等だけを重視すると地方の声が政治に届きにくくなるなどの懸念も理解できる。

国政に民意を的確に反映させつつ、投票価値の平等を実現するにはどのような仕組みが必要か。国民的議論を深めることが重要だ。

2018年12月21日付 5面

* 習っていない漢字とむずかしい言葉の解説 大法廷(だいほうてい) = 最高裁判所の裁判官15人全員によって構成される合議体。憲法問題や判例変更などの重要問題となる場合に審理・裁判に当たる 巡(めぐ)って 違憲(いけん) 措置(そち) 及第点(きゅうだい) てん = 試験に合格するのに必要な点数 与(あた)え 懸念(けんねん) 怠(おこた)って 抜本(ばつぽん) 枠(わく) 廃止(はいし) 指摘(してき) 根拠(こんきょ) 削除(さくじょ) 促(うなが)し 甘(あま)く 鈍(にぶ)る 踏(ふ)み込(こ)んだ 要請(ようせい)

